

○茅ヶ崎市民生委員推薦会規則

昭和28年9月27日

規則第14号

改正 平成25年11月8日規則第45号

平成29年3月28日規則第1号

平成29年3月28日規則第8号

（趣旨）

第1条 この規則は、民生委員法施行令（昭和23年政令第226号）第7条の規定に基づき、茅ヶ崎市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の委員の定数その他推薦会に関し必要な事項を定めるものとする。

（平25規則45・全改）

（定数）

第2条 推薦会の委員の定数は、14人以内とする。

（平25規則45・一部改正）

（委員）

第3条 推薦会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 市の区域内の社会福祉関係団体の代表者
- (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (4) 教育に関係のある者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 民生委員

2 委員は、再任されることができる。

（平25規則45・全改）

（除斥）

第4条 委員は、自己又はその配偶者若しくは同居の親族に関する事件については、その議事に加わることができない。

（平25規則45・旧第6条繰上・一部改正、平29規則1・旧第5条繰上）

（幹事及び書記）

第5条 推薦会の幹事及び書記は、福祉部福祉政策課の職員のうちから市長が任命する。

（平25規則45・追加、平29規則1・旧第6条繰上、平29規則8・一部改正）

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、委員長が推薦会に諮って定める。

（平25規則45・全改、平29規則1・旧第7条繰上）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第45号）

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 1 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 8 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。